

# 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

## ① 外部ディスプレイを用いて技適マークを表示する方法について(第8、20、27、36、41条関係)

(現行規定)

1. 次の方法のいずれかにより、技術基準適合証明を表示。【本体への表示義務】

- ① 本体に表示。例外規定として、体内植込機器等、本体への表示が困難等の場合は、取扱説明書、包装、容器へ記載可能。
- ② 本体に電磁的に記録し、本体のディスプレイに表示。

2. 次の方法のいずれかにより、モジュール組込み製品に表示可能。【モジュール組込み製品への表示が可能】

- ① モジュール組込み製品の見やすい箇所に表示。体内植込機器等、製品への表示が難しいものは、取扱説明書、包装、容器へ記載。
- ② モジュール組込み製品に電磁的に記録し、モジュール組込み製品のディスプレイに表示。

3. 上記1②及び2②により表示を付する場合は、ディスプレイに表示できること、及び表示するための操作方法を明記。

(改正案の考え方)

電磁的記録の表示方法について、電磁的記録を有することで表示が付されていると考え、それを外部のディスプレイを利用して確認することを可能とする。ただし、運用を開始する前に外部ディスプレイに有線で接続することにより表示することができる場合に限るとの条件を付与する。

## ② 技術基準適合証明の表示の大きさの要件の緩和について(様式第7号関係)

(現行規定)

表示の大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

(改正案の考え方)

表示の大きさについて、識別可能であることのみを条件とする。